

3 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定事業者の指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

4 前3項の規定は、法第115条の45の6に規定する指定事業者の指定の更新について準用する。

（指定の拒否）

第3条 市長は、指定事業者の指定（前条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）をすることにより、宇治市介護保険事業計画に定める地域支援事業（法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に係る計画量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該指定事業者の指定をしないことができる。

（変更の届出等）

第4条 指定事業者の指定を受けた者は、当該指定事業者の指定を受けた内容に変更があつたときは、変更届出書（別記様式第2号）により届け出なければならない。

2 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第44号）第43条第1項及び宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）第42条第1項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（別記様式第3号）により行わなければならない。

3 前項に規定する届出（休止の届出に限る。）をした者が指定事業者の指定に係る事業を再開しようとするときは、廃止・休止・再開届出書により届け出なければならない。

（事業所情報の公表及び提供）

第5条 市長は、指定事業者の指定又は前条の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）を行つたときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち次の各号に掲げる事項を公表するとともに、京都府、京都府国民健康保険団体連合会その他の機関に対して当該事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 事業所の指定の申請をした者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日及び指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日又は事業再開年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要があると認める事項

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者 指定（指定の更新）申請書

年 月 日

宇治市長宛て

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

㊞

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者に係る指定又は指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ										
	名 称										
	主たる事務所の 所在地	郵便番号									
		(ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号					ファクシミリ番号				
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職 名					フリガナ			生年 月日	
							氏 名				
代表者の住所	郵便番号										
	(ビルの名称等)										
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所	フリガナ										
	名 称										
	所 在 地	郵便番号									
		(ビルの名称等)									
	上記の所在地において行う事業の種類					実施 事業	当該申請に係る 事業の開始予定 年月日	既に受けている指 定の有効期間満了 日	様 式		
	訪問介護相当サービス								付表 1		
	生活支援型訪問サービス								付表 2		
	通所介護相当サービス								付表 3		
	短時間型通所サービス								付表 4		
介護保険事業所番号									(既に指定を受けている場合のみ)		
指定を受けている他市町村名											
医療機関コード等											

別記様式第2号（第4条関係）

変更届出書

年 月 日

宇治市長宛て

所在地

届出者 名 称

代表者氏名

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号												
指定内容を変更した事業所（施設）		名 称												
		所在地												
サービスの種類														
変更があつた事項		変 更 の 内 容												
1	事業所・施設の名称	（変更前）												
2	事業所・施設の所在地													
3	事業者の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、住所及び職名													
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）													
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	（変更後）												
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所													
9	運営規程													
10	第1号事業支給費の請求に関する事項													
11	役員の氏名及び住所													
12	その他													
変更年月日		年 月 日												

備考

- 1 当該項目番号に○印を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記様式第3号（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

宇治市長宛て

所在地

届出者 名 称

代表者氏名

㊟

次のとおり事業の廃止・休止・再開をしたいので届け出ます。

	介護保険事業所番号											
廃止・休止・再開する事業所	名 称											
	所在地											
サービスの種類												
廃止・休止・再開の別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開											
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日											
廃止・休止する理由												
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 (廃止・休止する場合のみ)												
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで											

備考 事業の再開に係る届出にあつては、省令に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

(揭示済)

宇治市告示第47号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用の額（以下「第1号事業に要する費用の額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（第1号事業に要する費用の額）

第2条 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

- (1) 訪問介護相当サービス（宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年宇治市告示第43号。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号ア（ア）に規定する訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。） 10.42円
- (2) 生活支援型訪問サービス（総合事業実施要綱第4条第1号ア（イ）に規定する生活支援型訪問サービスをいう。以下同じ。） 10円
- (3) 通所介護相当サービス（総合事業実施要綱第4条第1号イ（ア）に規定する通所介護相当サービスをいう。以下同じ。） 10.27円
- (4) 短時間型通所サービス（総合事業実施要綱第4条第1号イ（イ）に規定する短時間型通所サービスをいう。以下同じ。） 10円

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（補則）

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 訪問介護相当サービス費

- | | | |
|---|----------------|----------|
| ア | 訪問介護相当サービス費（Ⅰ） | 1, 168単位 |
| イ | 訪問介護相当サービス費（Ⅱ） | 2, 335単位 |
| ウ | 訪問介護相当サービス費（Ⅲ） | 3, 704単位 |

（注）

- 1 利用者に対して、指定訪問介護相当サービス事業所（宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第44号。以下「指定訪問介護相当サービス等基準等要綱」という。）第4条第1項に規定する指定訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が指定訪問介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第1号に規定する指定訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第16条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者
 - (2) 訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者
 - (3) 訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等において前号に掲げる回数の程度を超える指定訪問介護相当サービスが必要とされた者（その要支援状態区分（法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。以下同じ。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者（以下「要支援2」という。）に限る。）
- 2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第1号及び第2号に掲げる者を除く。）をサービス提供責任者（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの（同法第77条において適用する場合を含む。）（以下「養護老人ホーム等」と総称する。）に限る。以下この項において同じ。）若しくは指定訪問介護相当サービス事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 4 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する指定訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該辺地に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が

、辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。次号において同じ。）を越えて、訪問介護相当サービスを行つた場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 利用者介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、介護予防小規模多機能型居宅介護（同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）、介護予防認知症対応型共同生活介護（同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）、生活支援型訪問サービス又は住民主体型生活支援事業（総合事業実施要綱第4条第1号ア（ウ）に規定する住民主体型生活支援事業をいう。以下同じ。）を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

7 利用者が1の指定訪問介護相当サービス事業所において指定訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定訪問介護相当サービス事業所以外の指定訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護相当サービスを行つた場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

（注） 指定訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問介護相当サービス個別計画（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第41条第2号に規定する訪問介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護相当サービス行つた日の属する月に指定訪問介護相当サービスを行つた場合又は当該指定訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護相当サービスを行つた日の属する月に指定訪問介護相当サービスを行つた際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算 100単位

（注） 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下このオにおいて「理学療法士等」という。）が、指定介護予防訪問リハビリテーション（同省令第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行つた際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス個別計画を作成した場合であつて、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護相当サービス個別計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行つたときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

カ 介護職員処遇改善加算

（注） 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問介護相当サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 前号の規定により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 第3号の規定により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(2) 通所介護相当サービス費

ア 通所介護相当サービス費

⑦ 事業対象者（総合事業実施要綱第5条第2号に規定する事業対象者をいう。以下同じ。）・要支援1（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第1号に掲げる区分である者をいう。以下同じ。） 1, 647単位

⑧ 要支援2 3, 377単位

（注）

1 指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条に規定する看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する指定通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第2号に規定する指定通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行つた場合に、利用者の要支援状態区分等（要支援状態区分及び総合事業実施要綱第5条第2号に規定する基本チェックリストをいう。以下同じ。）に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条第1項第3号に規定する利用者の数（1月当たりの平均の数をいう。）が同条第2項に規定する利用定員を超えている場合又は同条に規定する看護職員若しくは介護職員の員数を置いていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

2 指定通所介護相当サービス事業所の従業者（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条第1項各号に規定する従業者をいう。）が辺地に居住している利

用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 3 厚生労働大臣が定める基準第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によつて要支援者（法第7条第4項に規定する要支援者をいう。）となつた者をいう。）に対して指定通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

- 4 利用者が介護予防短期入所生活介護（法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）、介護予防短期入所療養介護（同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短時間型通所サービス、住民主体型通いの場活動支援事業（総合実施要綱第4条第1号イ（ウ）に規定する住民主体型通いの場活動支援事業をいう。以下同じ。）又は通所型短期集中予防サービス（総合事業実施要綱第4条第1号イ（エ）に規定する通所型短期集中予防サービスをいう。以下同じ。）を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。

- 5 利用者が1の指定通所介護相当サービス事業所において指定通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定通所介護相当サービス事業所以外の指定通所介護相当サービス事業所が指定通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

- 6 指定通所介護相当サービス事業所と同一の建物に住居する者又は指定通所介護相当サービス事業所と同一の建物から当該指定通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、次の各号に掲げる利用者の要支援状態区分等に応じ、1月につき当該各号に定める単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 事業対象者・要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

イ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

(注) 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、ウに掲げる運動器機能向上加算、エに掲げる栄養改善加算、オに掲げる口腔機能向上加算又はカに掲げる選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス個別計画（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第58条第2号に規定する通所介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

- (2) 通所介護相当サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ウ 運動器機能向上加算 225単位

(注) 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下このウ及びカにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下このウにおいて「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) ア注書第1項ただし書に規定する場合に該当しない指定通所介護相当サービス事業所であること。

エ 栄養改善加算 150単位

(注) 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下このエ及びカにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下このエにおいて「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画（以下「栄養ケア計画」という。）を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養

状態を定期的に記録していること。

- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

- (5) ア注書第1項ただし書に規定する場合に該当しない指定通所介護相当サービス事業所であること。

オ 口腔機能向上加算 150単位

(注) 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下このオ及びカにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下このオにおいて「言語聴覚士等」という。）を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画（以下「口腔機能改善管理指導計画」という。）を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士等が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) ア注書第1項ただし書に規定する場合に該当しない指定通所介護相当サービス事業所であること。

カ 選択的サービス複数実施加算

(注) 厚生労働大臣が定める基準第109号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは、「指定通所介護相当サービス」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、ウに掲げる運動器機能向上加算、エに掲げる栄養改善加算又はオに掲げる口腔機能向上加算を算定している場合は、次の各号に掲げる加算は算定しない。また、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

キ 事業所評価加算 120単位

(注) 厚生労働大臣が定める基準第110号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは、「指定通所介護相当サービス事業所」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ウからオまでのいずれかに掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、当該届出の日から同年12月まで

の期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ク サービス提供体制強化加算

(注) 厚生労働大臣が定める基準第111号において読み替えて準用する同基準第23号に規定する基準（この場合において、同号中「指定通所介護事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも」とあるのは「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）別表第2号ア注書第1項ただし書に規定する場合に」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分等に応じ、1月につき次の各号に掲げる区分に従い所定単位数を加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
- ア 事業対象者・要支援1 72単位
- イ 要支援2 144単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
- ア 事業対象者・要支援1 48単位
- イ 要支援2 96単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
- ア 事業対象者・要支援1 24単位
- イ 要支援2 48単位

ケ 介護職員処遇改善加算

(注) 厚生労働大臣が定める基準第112号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからクまでの規定により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからクまでの規定により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからクまでの規定により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 前号の規定により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 第3号の規定により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(3) 生活支援型訪問サービス費

- ア 生活支援型訪問サービス費 230単位

(注)

- 1 利用者に対して、指定生活支援型訪問サービス事業所（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する指定生活支援型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の生活支援型訪問サービス従業者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する生活支援型訪問サービス従業者をいう。以下同じ。）が指定生活支援型訪問サービスを行った場合に、1週に2回を限度として所定単位数を算定する。
- 2 指定生活支援型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム等に限る。以下この項において同じ。）若しくは指定生活支援型訪問サービス事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定生活支援型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 3 辺地に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準第68号に規定する基準に適合する指定生活支援型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該辺地に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の生活支援型訪問サービス従業者が指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 指定生活支援型訪問サービス事業所の生活支援型訪問サービス従業者が、辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。次号において同じ。）を越えて、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、訪問介護相当サービス又は住民主体型生活支援事業を受けている間は、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。
- 6 利用者が1の指定生活支援型訪問サービス事業所において指定生活支援型訪問サービスを受けている間は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所以外の指定生活支援型訪問サービス事業所が指定生活支援型訪問サービスを行った場合に、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。

イ 初回加算 200単位

（注） 指定生活支援型訪問サービス事業所において、新規に生活支援型訪問サービス個別計画（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第40条第2号に規定する生活支援型訪問サービス個別計画をいう。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第6条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に指定生活支援型訪問サービスを行った場合又は当該指定生活支援型訪問サービス事業所のその他の生活支援型訪問サービス従業者が初回若しくは初回の指定生活支援型訪問サー

ビスを行った日の属する月に指定生活支援型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 介護職員処遇改善相当加算

（注） 厚生労働大臣が定める基準第100号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員処遇改善相当加算」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定生活支援型サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅰ） 32単位
- (2) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅱ） 23単位
- (3) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅲ） 13単位
- (4) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅳ） 12単位
- (5) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅴ） 10単位

(4) 短時間型通所サービス

ア 短時間型通所サービス費 295単位

（注）

- 1 指定短時間型通所サービス事業所（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する指定短時間型通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定短時間型通所サービス（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第2条第2号に規定する指定短時間型通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1週に2回を限度として所定単位数を算定する。
- 2 指定短時間型通所サービス事業所の従業者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第44条第1項各号に規定する従業者をいう。）が辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定短時間型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、通所介護相当サービス、住民主体型通いの場活動支援事業又は通所型短期集中予防サービスを受けている間は、短時間型通所サービス費は、算定しない。

4 利用者が1の指定短時間型通所サービス事業所において指定短時間型通所サービスを受けている間は、当該指定短時間型通所サービス事業所以外の指定短時間型通所サービス事業所が指定短時間型通所サービスを行った場合に、短時間型通所サービス費は、算定しない。

イ 送迎加算 45単位

（注） 利用者に対して、その居宅と指定短時間型通所サービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位数を加算する。ただし、指定短時間型通所サー

ビス事業所と同一の建物に居住する者又は指定短時間型通所サービス事業所と同一の建物から当該指定短時間型通所サービス事業所に通う者（傷病により送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により一時的に送迎が必要であると認められる利用者を除く。）に対し送迎を行った場合は、この限りでない。

ウ 入浴介助加算 40単位

（注） 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第15号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出て、当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

エ 運動器機能向上加算 40単位

（注） 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下このエにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- （1） 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下このエにおいて「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- （2） 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- （3） 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- （4） 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- （5） 指定生活支援型サービス等基準等要綱第44条第1項第2号に規定する利用者の数（1月当たりの平均の数をいう。）が指定生活支援型サービス等基準等要綱第46条第2項第1号アに規定する利用定員を超えていない指定短時間型通所サービス事業所であること。

オ 介護職員処遇改善相当加算

（注） 厚生労働大臣が定める基準第112号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員処遇改善相当加算」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定短時間型通所サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- （1） 介護職員処遇改善相当加算（Ⅰ） 25単位
- （2） 介護職員処遇改善相当加算（Ⅱ） 18単位
- （3） 介護職員処遇改善相当加算（Ⅲ） 10単位
- （4） 介護職員処遇改善相当加算（Ⅳ） 9単位
- （5） 介護職員処遇改善相当加算（Ⅴ） 8単位

（揭示済）

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年5月22日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年5月23日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 専決事項の報告について
 - 2 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について
 - 3 平成29年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令甲第5号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年5月24日

宇治市教育委員会

教育長 石田 肇

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第13号中「生後満1年6月に達しない子を」を削り、「生児を育てる場合である。また、「生児」とは、生みの児に限らず養子も含まれる」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童を含む。次号から第16号まで及び第18号において同じ。）を育児する場合である」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第36回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成29年6月2日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時	平成29年6月6日	13時30分
開会場所	宇治市役所	8階 大会議室
付議事項	1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について	
	2 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について	
	3 相続税の納税猶予に係る特例状況等の利用状況の確認について	
	4 非農地証明願の承認について	
	5 専決事項の報告	
	6 その他	